

税の申告は期間を守って忘れずに

2月16日～3月15日

市県民税は大胡・宮城・粕川の3支所でも受け付け

所得税・市県民税の申告時期になりました。期間は二月十六日から三月十五日まで。早めに済ませましょう。なお、所得税の申告をした人は市県民税の申告は必要ありません。

所得税の申告 勢多会館へ

二月十六日から三月十五日までの平日午前九時から午後四時まで（還付・贈与税の申告は二月三日から、勢多会館南町四丁目）で受け付けます。今年はこのほか、二月二十日と二十七日にも、申告の相談や受け付けを行います。ご利用ください。

確定申告が必要な人
事業所得がある 不動産所得がある 一時所得があった 昨年中に土地、建物、株式などを売却した人などで、所得金額

が所得控除の合計額を超える。また、給与所得者で次に該当する人も申告が必要です。

一年間の給与収入が二十万円を超える 給与の支払いを一方所から受けている人で、給与所得以外の所得が二十万円を超える 給与などの支払いを二方所以上から受けている 途中退職などで年末調整を行っていない。

申告書には収支内訳書を添付
不動産・事業・農業・山林所得などがある人は、「収支内訳書」を作成し、申告書に添付しなければなりません。

介護保険料なども控除の対象
昨年中に納めた介護保険料も

社会保険料控除の対象になります。また、介護保険サービスの利用料も、一部医療費控除の対象となるものがあります。

申告書は自分で記入

申告書は「所得税の確定申告の手引き」を参考に、自分で記入してください。郵送でも受け付けます。また、勢多会館へ申告書の作成や相談のため出掛けるときは、筆記用具や電卓、所得関係書類（源泉徴収票など）、控除関係証明書類（生命保険の控除証明など）を忘れずに用意してください。

なお、国税庁のホームページでは、確定申告書を自分で作成することができます。アドレスは <http://www.nta.go.jp>。

納税は口座振替が便利

口座振替は納め忘れが無く大変便利です。ぜひ、ご利用ください。

問い合わせは前橋税務署
224 4371へ。